

平成29年9月定例会月議会提出条例のあらまし

● 議案第67号 大東市基金条例

- ・(1) 公民連携事業の充実等に充てることを目的に、当該事業により生み出される収益を積み立てるため、大東市公民連携基金を設けます。
- (2) 寄附者が指定した事業に活用することを目的に、ふるさと納税としての寄附金を積み立てるため、大東市ふるさと振興基金を設けます。
- (3) 文言の整理等を行います。
- (4) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第68号 大東市市税条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 個人住民税における配偶者控除および配偶者特別控除の見直しに伴い、控除対象配偶者の定義を変更します。
- (2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）の改正により設置および管理される一定の市民緑地に係る固定資産税等の軽減について規定します。
- (3) この条例は、公布の日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第69号 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例

- ・(1) 大阪府の福祉医療助成制度が再構築され、大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例については、対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者等を含めること等を規定するとともに、条例の名称を大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例に変更します。
- (2) 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例、大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例および大東市子どもの医療費の助成に関する条例にあっては、重度障害者、ひとり親家庭および子どもに係る医療費の助成について、その申請に係る優先順位の撤廃、訪問看護利用料の適用その他文言の整理等を行います。
- (3) 大東市老人医療費の助成に関する条例にあっては、対象者の一部が重度障害者の

医療に統合されることに伴い、廃止します。

(4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

● 議案第70号 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

…(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務について、福祉医療費の助成に係る事務を加えること等を規定します。

(2) この条例は、公布の日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第71号 大東市都市公園条例の一部を改正する条例

…(1) 夜間照明設備の使用料を規定します。

(2) 使用料の返還について規定します。

(3) この条例は、平成29年11月1日から施行します。

● 議案第72号 大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

…(1) 幅広い年齢層の市民に対して野外活動等の場を提供するため、施設の名称を大東市立野外活動センターに変更します。

(2) 市民以外の者が使用する場合および営利目的の場合における利用料金の加算割合について規定します。

(3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

[当初追加議案]

● 議案第73号 大東市営住宅条例の一部を改正する条例

…(1) 大阪府から大阪府営大東深野住宅の移管を受けることに伴い、市営住宅の定義に大阪府から取得した住宅を追加します。

(2) 大東市営大東深野住宅の名称および位置を規定します。

(3) 大東市営大東深野住宅駐車場の名称、位置および使用料を規定します。

(4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。